

競争入札経過調書（最低価格落札方式）

件 名 ADS-Bを用いたレーダー間隔にかかる調査

開 札 年 月 日 令和7年7月9日 （ 落札決定日 令和7年8月1日 ）

入札執行官署 国土交通省航空局

落 札 金 額 ￥ 17,600,000 -

落 札 者 一般財団法人航空交通管制協会

予 定 価 格 ￥ 22,769,536 -

積 算 額 ￥ 22,769,536 - 入札書比較価格（予定価格の100/110） ￥ 20,699,579 -

調 査 基 準 価 格 ￥ 18,293,386 - 調 査 基 準 価 格 の 100/110 ￥ 16,630,351 -

低入札価格調査実施済 第1回 落札

入札参加者	第1回入札	第2回入札	摘 要
	入札金額	入札金額	
一般財団法人航空交通管制協会	16,000,000		第1回 落札
一般財団法人航空保安研究センター	22,300,000		
株式会社レイメイ	26,000,000		

※ 入札金額は入札者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額である。
※ 予定価格（入札書比較価格）の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
※ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨て。）をもって落札金額とする。

〈 落札者の決定について 〉

件 名 : ADS-Bを用いたレーダー間隔にかかる調査

入 札 年 月 日 : 令和7年7月9日

入 札 場 所 : 国土交通省 航空局 入札室

上記入札について、予算決算及び会計令第86条第1項の規定により調査した結果、次のとおり落札者を決定をしたので、契約事務取扱規則第10条第3項の規定により公表する。

1. 落 札 者 : 一般財団法人航空交通管制協会

2. 落 札 者 決 定 日 : 令和7年8月1日

令和7年8月1日

支出負担行為担当官
国土交通省航空局長 宮澤 康一

低入札価格調査の実施概要（測量又は建設コンサルタント等）

件 名：ADS-B を用いたレーダー間隔にかかる調査

発 注 機 関：国土交通省 航空局

調査対象業者名：一般財団法人航空交通管制協会

項 目	内 容
(1) その価格により入札した理由	調査対象者は、以下の点を理由とし入札価格を積算している。 ア. 過去の調査のノウハウ及び経験者の活用 ・調査対象者は、過去航空局から海外調査を含む案件を複数受注しており（令和5年度ガンダーACC及びオークランドACC、令和6年度NavCanadaを訪問）、過去3年間に於いて米国、欧州及び豪州における管制業務や飛行方式設計に関する文献調査、アンケートおよびオンライン会議により情報収集した際のノウハウを調査仕様書（1）の諸外国に関する文献調査に活かせると考えており、さらに旧那覇ACCにおける航空路管制業務の経験者を調査仕様書（2）①のマニラACCの管制運用に関する調査の担当とさせることにより、基礎知識を有した上で効率良く本調査を進めることができるものと判断した。 イ. 再委託による省力化及び効率化 ・仕様書の詳細を再検討したところ、仕様書（2）②のAIDC関連に関する調査については、航空局の管制情報処理システムにおいて豊富な知識及び経験を蓄積している航空システムサービス株式会社に、仕様書（3）のADS-B-NRA導入の費用対効果については、航空路監視レーダー（ARSR）の覆域及び性能、保守等に知見のある一般財団法人航空保安無線協会に委託し、その知見を活用することにより、本調査における大幅な省力化及び効率化の実現を図れると判断した。 ウ. 本調査の重要性に鑑みた大幅な利益率の抑制 ・調査対象者は、諸外国で導入しているADS-Bを用いたレーダー間隔に関する調査項目、福岡ACC及びマニラACC間のAIDC導入に関する調査項目、将来ADS-B-NRAの導入の意思決定に重要な判断材料となる費用対効果にかかる調査項目が本調査に含まれており、我が国の航空管制として非常に重要であると判断している。また、調査対象者が今年度は

	航空局の類似調査の入札において受注に至る案件がないことから、技術士の資格を有する業務管理技術者が率先して調査内容全体に関与し、作業の的確な管理と効率化を図ることによって、各担当分野において十分な知見及び経験を有する社にその一部を再委託して直接人件費の低減を図ることが可能と判断した。以上により、その他原価、一般管理費等の諸経費についても利益率を可能な限り抑制し、大幅な削減を実施することによって、入札価格を抑える努力を行っている。 以上を踏まえて、今回の入札額を決定したとのことである。
(2) 配置予定の技術者その他当該契約の履行体制	本件調査の業務実施については、計5名の技術者（業務管理技術者1名、照査技術者1名、調査担当者2名、報告書資料等作成担当1名）の配置を予定しており、各調査担当者が調査、作成した結果は、管理技術者により精査・とりまとめが行われた後、報告書として作成され、照査技術者による最終確認及び審査が行われる体制となっており、調査結果の妥当性を担保する体制が採られているものと判断する。
(3) 手持ちの建設コンサルタント業務等の状況	対象外
(4) 手持機械等の状況	対象外
(5) 国及び地方公共団体等から過去において受注・履行した建設コンサルタント業務等の名称及び発注者	（航空局受注実績） ・将来の時間管理運航に必要となる管制作業負荷に関する調査（令和2年度、航空局） ・西日本上下再編における管制作業負荷に関する調査（令和2年度、航空局） ・西日本繁忙空港のPMS導入調査（令和3年度、航空局） ・管制業務処理規程・飛行方式設定基準改正に係る補助作業（令和4年度、航空局） ・脱炭素化に向けた進入方式の展開に係る運用・運航要件調査（令和5年度、航空局） ・進入方式の定量的逸脱リスク検証に係る調査（令和5年度、航空局） ・国内高高度セクターと洋上セクター間におけるフレキシブルな経路選択に関する要件調査（令和5年度、航空局） ・近接する複数の空港における運用に関する調査（令和6年度、航空局） ・障害物の設置に伴う飛行の方式への影響確認等に関する海外調査（令和6年度、航空局）他

(6) 経営内容		調査対象業者の経営状況は、決算報告書等から、健全な経営が行われていると判断する。
(7) (1)から(6)までの事情聴取した結果についての調査検討		今回、調査基準価格を下回る入札結果となった主たる要因は、一部の調査項目をより専門性において優位である調査会社に再委託することにより省力化及び効率化を図ったこと、及びそれに伴い調査対象者が本調査の重要性を鑑み、過去に受注した経験及び関連 ACC における経験者の活用から効率的な作業を行うことが可能であるとして大幅な利益率を抑制し値引きを行った2点であるといえる。 実施にあたっては、調査対象者に属する各調査担当が海外文献調査及びマニラ ACC の管制運用について調査を行い、報告資料を作成する体制となっており、一方、AIDC の調査及び ADS-B—NRA の費用対効果の項目については、より専門的知識を有する企業及び財団に再委託がなされるが、それらの業務を管理技術者が精査・確認のうえ調査報告書へ反映され、照査技術者による最終確認及び審査を経て、調査結果の妥当性を担保する体制が採られている。 調査対象者は過去に航空局から同種・類似の業務を複数受注しており、航空局受注案件においては業務不履行等の事実はなく、いずれも問題無く履行されている。また、経営状況も決算報告書等から健全な経営をしていると判断できることから、本件調査の履行に支障を来すものはないと考える。 よって、調査対象者の入札価格は調査基準価格を下回っているものの、契約の履行について支障はないものと判断される。
(8) (5)の建設コンサルタント業務等の成績状況		業務不履行等の事実はなく、いずれも問題無く履行されている。
(9) 経営状況		特に問題なし
(10)信用状況	法令違反の有無	該当なし
	賃金不払いの状況	該当なし
	下請代金の支払遅延状況等	該当なし
	建設コンサルタント登録等における消除等の履歴	該当なし
(11)その他の必要な事項		特になし